

# 暴力団排除条例



暴力団は、活動の原動力となる資金を獲得するため、資金獲得活動を巧妙化、多様化させています。こうした暴力団の活動に対し、暴力団を容認しない社会を構築するため、三重県では「三重県暴力団排除条例」が平成23年4月1日より施行されました。熊野市においても「熊野市暴力団排除条例」を4月1日より施行しています。

この条例では

- 暴力団排除に関する基本理念
- 市民及び事業者の責務
- 青少年に対する教育等のための措置
- 市民から暴力団への利益の供与の禁止
- 市民の暴力団の威力を利用することの禁止



などを定めております。

市民、事業者、行政が一体となって市民活動や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民活動の健全な発展を実現していきましょう。

## 暴力団に関する相談・問合せ

- 暴力団に関する通報、相談は、最寄の警察署・駐在所、または下記へ連絡ください。  
暴力団相談電話（警察本部） 059-228-8704  
（財）暴力追放三重県民センター 0120-31-8930（ヤクザゼロ）
- この条例に関する問合せは 暴力追放熊野市民会議 事務局  
熊野市役所所市民保険課生活安全相談係 0597-89-4111（内線 133）

# 熊野市暴力団排除条例の概要

目的	市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与
基本理念	暴力団追放三不運動の理念を基本として、市、市民及び事業者等が連携及び協力の下、暴力団排除を推進
市の責務	暴力団排除に関する施策の推進及び暴力団排除に資する情報の警察署等への提供
市民の責務	暴力団排除に関する自主的な取組み、及び市が実施する暴力団排除に関する施策への協力等
事業者の責務	暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策への協力等
推進体制の整備	警察署その他の関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除のための推進体制を整備
不当要求行為に対する措置	暴力団員からの不当要求行為があった場合の適正かつ円滑な職務の執行を確保するための必要な措置
市の事務及び事業における措置	公共工事その他の市の事務又は事業から暴力団員又は密接関係者を排除するための必要な措置
公の施設の使用における措置	暴力団を利することとなる公の施設の利用に対する不許可又は取消し
市民及び事業者に対する支援	市民及び事業者に対する情報の提供その他の必要な支援
青少年に対する教育等	青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪被害を受けないようにするための教育の推進
利益の供与の禁止	市民が暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等に金品その他の財産上の利益の供与をすることの禁止
暴力団の威力を利用することの禁止	市民が債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用することの禁止